

意見書案第1号

平成28年 3月22日

白老町議会

議長 山本浩平様

提出者

白老町議会議員 大淵紀夫

賛成者

白老町議会議員 小西秀延

白老町議会議員 松田謙吾

白老町議会議員 山田和子

白老町議会議員 吉田和子

介護報酬の見直し等に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

介護報酬の見直し等に関する意見書（案）

平成27年4月に実施された介護報酬の改定は、介護サービスの充実のプラス0.56%、処遇改善のプラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となった。

施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模型通所介護事業所では約10%、介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション事業所に至っては20%を超えるマイナス改定となっている。

全国各地で、地域によっては介護報酬の引き下げによる住民の介護サービスの低下を招くとの声が上がっている。

社会保障の充実を理由に消費税8%に引き上げたにもかかわらず、今回のマイナス改定によるサービスの低下があってはならない。

国は今回の大幅引き下げの理由として、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえて改定を行ったとしているが、都市部で利益を上げる一部の事業者を除いて、広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく訪問看護などの幾つかのサービスが利用できない自治体もある。

また、処遇改善加算は介護職員だけを対象にしているが、介護現場には看護職員・ケアマネジャー・事務職員・リハビリ技師・調理職員など多様な職種が働いており、介護職場全体のバランスのとれた処遇改善には、介護報酬全体の引き上げが必要である。

国が医療介護総合確保法により介護保険制度の運営を自治体に任せようとする中で、住民の命を守り、地域の介護システムを維持させるためには、介護事業所の維持と、確保が困難となっている介護労働者の大幅な処遇改善が不可欠である。

よって、国においては、次のとおり誰もが安心して利用できる介護保険制度の実現を基本とした介護報酬の見直し等を行うよう強く要望する。

記

1. 介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬の見直し等に向けた検討を行うと同時に国の負担割合を増やすこと。
2. 利用者のサービス利用に支障をもたらさないよう、必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年 3月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山 本 浩 平

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣